

<農業者の皆さまへ 「お知らせ」 第2弾>

経営所得安定対策交付金

令和8年度までの水張ルールに係る「作業日誌」例について

6月の回覧にて、農業者の皆さまへとして以下のお知らせをさせていただきました。
今回のお知らせ内容について、ご協力くださいますようお願いいたします。

<6月回覧の「お知らせ」内容>

【題】 ～令和8年度までの水張りルールに関する「お知らせ」～

【内容】 「連作障害を回避する取組」において、実施された場合、取組の内容や実施した日付、購入した資材の内容が確認できる書類（作業日誌・購入伝票）の保管をお願いします。



<今回のお知らせ内容>

- 作業日誌にかかる記載方法に関するお問い合わせに備え、別紙のとおり「作業日誌」例を作成することとしましたので、ご利用ください。
- なお、国の実施要綱上では、「作業日誌」は農業者で保管とされていますが、取組の確認書類として重要であるので、実施した取組の内容が分かる書類（作業日誌等）と当該作業に用いた資材の購入伝票等の写しを末尾記載の提出先へご提出ください。

<資料>

①6月頃の回覧資料

農業者の皆さまへ ～令和8年度までの水張りルールに関する「お知らせ」～

②「作業日誌」

経営所得安定対策交付金 令和8年度までの水張ルールに係る 「作業日誌」例

【問合せ先・提出先】

観 音 寺 市 経 済 部 農 林 水 産 課
JA 香川県西讃営農センター三豊農業振興センター
JA 香川県西讃営農センター豊南農業振興センター
N O S A I 三 豊 支 所
香川県西讃農業改良普及センター

TEL：0875-23-3931
TEL：0875-25-0144
TEL：0875-54-3124
TEL：0875-25-2482
TEL：0875-62-3075